

ご旅行条件書（国内旅行）

一般社団法人 横手市観光協会

1) 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

2) 募集型企画旅行契約

- ①この旅行は、一般社団法人横手市観光協会（秋田県横手市中央町8-12、秋田県知事登録旅行業第3-121号 以下「当協会」といいます）が企画・実施する募集型企画旅行で、お客様は、当協会と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- ②旅行契約の内容・条件は、募集型企画旅行の募集広告・パンフレット、本旅行条件書、確定書面（以下「最終旅行日程書」といいます）、及び当協会旅行業約款の募集型企画旅行契約の部（以下「当協会約款」といいます）等によります。

3) 旅行のお申し込み

- ①申込書に必要事項を記入の上、ご郵送下さい。また、参加申込金を所定の口座に指定日までお振込み下さい。当協会が申込金を受理した時に契約は成立します。なお、申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。
- ②電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等の通信手段にてお申し込みの場合、当協会が申込の承諾をした翌日から起算して7日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。期間内に申込金のお支払いがない場合は、キャンセル扱いとします。
- ③旅行契約は、当協会の承諾とお申込金の受理をもって成立します。

4) 申込条件

- ①お申し込み時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。また、15歳未満の方は、保護者の同行が必要です。
- ②健康を害している方、身体に障害のある方はその旨お申し出ください。団体行動に支障をきたすと当協会が判断したときは、お申し込みをお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とさせていただくことがあります。
- ③旅行の参加に際して特別な配慮を必要とするお客様は、契約の申し込み時にお申し出ください。当協会は可能な範囲内でこれに応じます。なお、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担になります。
- ④その他当協会が業務上の都合がある場合は、お申し込みをお断りする場合があります。

5) 最終日程表のお渡し

確定した運送・宿泊機関名等が記載された最終旅行日程表（確定書面）は、旅行開始日の前日からさかのぼって起算し、14日目に当たる日までに交付いたします。ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって起算し、7日目以降にお申し込みがあった場合は、旅行開始日に交付することがあります。なお、手配状況については当協会にお問い合わせをいただければご説明いたします。

6) 旅行代金に含まれるもの

- ①旅行日程に明示した利用運送機関の運賃及び料金
- ②旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金
- ③旅行日程に明示した観光施設の入場料、食事料金、ガイド料及び税・サービス料金

7) 旅行代金に含まれないもの

前項（旅行代金に含まれるもの）の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

- ①旅行の集合場所（解散場所）までの往復交通費
- ②自由行動中の交通費や観光施設の入場料、及び食事代等
- ③クリーニング代、電報電話代、宿泊先への心付け、その他追加飲料等個人的諸経費及びそれに伴う税・サービス料等
- ④傷害、疾病に関する医療費
- ⑤オプションツアーがある場合は、ご希望者のみ参加されるオプションツアー代金等

8) 旅行契約内容及び旅行代金の変更

- ①当協会は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当協会の関与できない事由が生じた場合は、旅行計画の内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することもあります。
- ②著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合、改定の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日からさかのぼって15日目に当たる日より前に通知し、減額する場合は、運賃・料金の減少額だけ旅行代金の額を減額します。

9) お客様の交替

- ①お客様は、当協会の承諾を得て、旅行契約上の地位を、お客様が指定した第三者に譲渡することができます。この場合お客様には、当協会所定の用紙に必要事項を記入のうえ、1人当たり3,000円の手数料をお支払いいただきます。ただし、当協会は、業務上の都合があるときは、お客様の交替をお断りする場合があります。
- ②旅行契約上の地位の譲渡は、当協会が、地位の譲渡を承諾かつ手数料を受理した時に効力を生ずるものとし、以後旅行契約上の地位を譲り受けた第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

10) お客様による旅行契約の解除権

- ①お客様はいつでも下記の取消料を支払い、旅行契約を解除することができます。ただし、取り消しのご連絡は当協会の営業時間内（午前9時から午後5時まで）のみお受けいたします。
- ②次の場合は取消料をいたしません。
 - イ. 旅行契約内容に下記「旅程補償」の変更補償金の支払対象になる変更、その他の重要な変更があったとき。
 - ロ. 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改正によって旅行代金が増額されたとき。
 - ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれが極めて大きいとき。ニ. 当協会が最終旅行日程表を旅行開始日の前日からさかのぼって起算し14日目に交付しなかったとき。
ホ. 当協会の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの実施が不可能になったとき。

<取消日>

旅行開始日の前日からさかのぼり起算し 20日目～8日目
旅行開始日の前日からさかのぼり起算し 7日目～2日目
旅行開始日の前日
旅行開始日当日（旅行開始前）
旅行開始後または無連絡不参加

<取消料>

旅行代金の20%
旅行代金の30%
旅行代金の50%
旅行代金の100%
旅行代金の100%

1 1) 当協会による旅行契約の解除権 (旅行開始前の解除)

旅行契約の成立後であっても、次の場合、当協会は旅行契約を解除することがあります。

- ①お客様があらかじめ明示した性別、年齢、資格等の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- ②お客様が病気、必要な介護者の不在など当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ③お客様が他のお客様に迷惑をおよぼすおそれがあるとき。
- ④天災地変等の当協会に関与できない事由により旅行の実施が不可能なとき。
- ⑤お客様が旅行契約に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

1 2) 当協会による旅行契約の解除権 (旅行開始後の解除)

旅行開始後であっても、次の場合、当協会は旅行契約を解除することがあります。

- ①お客様が病気、必要な介護者の不在などにより、当該旅行の継続に耐えられないとき。
- ②お客様が他のお客様に迷惑をおよぼしたとき。
- ③天災地変等の当協会の関与できない事由により旅行の継続が不可能となったとき。

以上の場合、当協会は、旅行契約解除後の旅行サービスについて、取消料、違約料を差し引いて払い戻します。

1 3) 旅行代金の払い戻し

旅行代金の払戻期日は次のとおりです。

- ①旅行開始前の解除の場合 解除の翌日から起算して 7 日以内
- ②旅行代金の減額又は旅行開始後の解除の場合 契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内

1 4) 団体・グループ契約

当協会は、団体・グループを構成するお客様の代表として、契約責任者から旅行申込みがあった場合、お客様の契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。契約責任者は当協会が定める日まで構成者の名簿を提出していただきます。

1 5) 旅程管理及び当協会の指示

当協会は安全で円滑な旅行の実施を確保することに努めます。安全で円滑な旅行を実施するためにも、お客様には、旅行開始後旅行終了までの間、自由行動時間中を除き当協会の指示に従っていただきます。

1 6) 保護措置

当協会は、旅行中にお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められた場合は、必要な措置を講ずることがあります。この措置が当協会の責に帰すべきものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担になります。

1 7) 当協会の責任

当協会は、当協会又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内 (手荷物の場合は 14 日以内) に当協会に通知があったときに限ります。手荷物の賠償限度額は、旅行者 1 名につき 15 万円を限度 (当協会又は手配代行者が故意又は重大な過失がある場合を除きます) に賠償いたします。

1 8) お客様の責任

お客様の故意又は過失により当協会が損害を被ったときは、当該お客様は当協会に損害を賠償しなければなりません。お客様は当協会から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当協会、手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

1 9) 特別補償

当協会は、お客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により補償金及び見舞金を支払います。

2 0) 旅程保証

- ①旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、当協会約款の規程により、その変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。
- ②変更補償金の額は、15%を限度とします。ただし、変更補償金の額が 1,000 円未満の場合はお支払いいたしません。
- ③変更補償金は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない輸送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置等の事由による場合は、変更はできません。また、サービスの提供の日時及び順序の変更についても変更の対象外となります。

<変更補償金の支払いが必要となる変更>

	<旅行開始前>	<旅行開始後>
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設その他の目的地の変更	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した宿泊機関の主対又は名称の変更	1.0%	2.0%
6. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
7. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

2 1) 料金基準日

このツアー料金は、2019 年 4 月 1 日を基準として設定しております。

2 2) 個人情報の取扱いについて

- ①当協会は、旅行申込書にご記入いただく、氏名、年齢、生年月日、電話番号、メールアドレス、住所、勤務先等の情報は「個人情報」に該当しますので、個人情報に関して適用される法令を遵守して、お客様に関する個人情報の適正な管理・利用と保護に万全を尽くします。
- ②当協会が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。

■旅行企画・実施

秋田県知事登録旅行業第 3-121 号
一般社団法人 横手市観光協会
国内旅行業務取扱管理者 木下和美
秋田県横手市中央町 8-12
TEL 0182-33-7111
(一社) 全国旅行業協会正会員